

軍事、産業の機密を大膽に認め、この種の情報
漏洩を嚴重に処罰するものは時代の逆行であり、自
由な社会を閉塞するものであるばかりか、軍事機
密の名のもとに誤った戦況を伝えて国民の判断を誤
らせ、その結果一層不幸な結果をもたらした。無謀な
太平洋戦争の事を想起せずにはおかない。スパイ
の名のもとに国民の拒否反応を利用して「スパイ」
だててはならない。善良な国民の諸権利をばく奪する
本法はファシズム的な色彩の濃厚なものであり、
を得ない。

よって、本法を廃止するに当り、スパイ防止法制定に
反対するものである。

右決議する

昭和五十七年三月二十八日

福生市議会

審査報告

議案審査報告書

一件

名

議案第十号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日

昭和五十七年三月十日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和五十七年三月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十七日

総務委員会

委員長 石 川 慶一郎

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第十一号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十七年三月十日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十七年三月十七日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十七日

総務委員会

委員長

石

川

慶一郎

福生市議会議長 末次性男 殿

昭和五十七年三月十七日

市議会議員 石川 慶一郎

本委員会付託された右議案について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

- 一 議案第六号 市議会議員 石川 慶一郎
- 二 議案第七号 市議会議員 石川 慶一郎
- 三 議案第八号 市議会議員 石川 慶一郎
- 四 議案第九号 市議会議員 石川 慶一郎
- 五 議案第十号 市議会議員 石川 慶一郎
- 六 議案第十一号 市議会議員 石川 慶一郎
- 七 議案第十二号 市議会議員 石川 慶一郎
- 八 議案第十三号 市議会議員 石川 慶一郎
- 九 議案第十四号 市議会議員 石川 慶一郎
- 十 議案第十五号 市議会議員 石川 慶一郎

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 二 委員会付託月日 昭和五十七年三月十日（第一回福生市議会定例会）
- 三 委員会開会月日 昭和五十七年三月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十七日

総務委員会
委員長 石川 慶一郎

福生市議会議員 末次 性男 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|---------------------|
| 一件 | 名 | 議案第十四号 | 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十七年三月十日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十七年三月十九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十九日

厚生委員会

委員長 指田保雄

福生市議会議長 末次性男 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|---------------------|
| 一件 | 名 | 議案第十五号 | 福生市福東会館条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十七年三月十日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十七年三月十九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十九日

厚生委員会

委員長 指田保雄

福生市議会議長 末次性男 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|-----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第十六号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十七年三月十日 | (第一回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十七年三月十九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十九日

厚生委員会

委員長 指田保雄

福生市議会議長 末次性男 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第十八号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第七号)

(歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分)

二 委員会付託月日

昭和五十七年三月十日(第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日

昭和五十七年三月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十七日

総務委員会

委員長 石 川 慶一郎

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第十八号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第七

号）（歳出予算のうち建設委員会所管分）

二 委員会付託月日

昭和五十七年三月十日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和五十七年三月十八日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十八日

建設委員会

委員長 高 水 惣 八

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第十八号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第七

号）（歳出予算のうち厚生委員会所管分）

二 委員会付託月日 昭和五十七年三月十日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十七年三月十九日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十九日

厚生委員会

委員長 指田保雄

福生市議会議長 末次性男 殿

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

一 件 名 議案第十九号 昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

二 委員会付託月日 昭和五十七年三月十日(第一回福生市議会定例会)
三 委員会開会月日 昭和五十七年三月十九日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年三月十九日

厚生委員会

委員長 指 田 保 雄

福生市議会議長 末 次 性 男 殿